

理事長	工務担当理事	地区担当理事	所長	副課長	副課長	主事	主事

改良区用 施設使用承認申請書

使用の場所			
使用の目的			
使用の面積	占有面積（出入橋、土揚敷）	m ² ・敷地面積	m ²
使用開始予定年月日	平成 年 月 日		
使用料	施設使用並びに使用料徴収規程による		
添付書類	案内図 公図の写 施設の構造図 建物の配置図（排水経路・立面図・平面図） 浄化槽の調書・構造図		

上記のとおり貴土地改良区施設を使用したいので御承認くださるよう申請します。
平成 年 月 日

住所 _____
申請人 _____
氏名 _____ ④
電話 _____

大里用水土地改良区
理事長 福田 征 芳 様

承 認 書

大土第 号
下記条件を附して申請のとおり承認します。

記

- 1 常時通水に支障なきよう責任をもって清掃すること。
- 2 用水路への汚水・雑排水の放流については、浄化施設の保守管理を適正に実施すること。
- 3 汚水放流により農作物並びに第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに放流者において処理すること。
汚水の水質については、BOD 20 p p m以下とする。また汚水放流により損害を当改良区に与えたときは、その損害を賠償すること。
- 4 用水路に到達する区間を道路側溝等を利用して放流するときは、当該施設管理者の許可を受けて実施すること。
- 5 承認物件は、当改良区が必要を生じた場合には無償にて原形に復すること。
- 6 名義変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 7 使用承認期間は、平成 年 月 日から承認された者が使用を中止する日までとする。
- 8 使用承認期間中に承認事項を変更したいときは、変更の手続をすること。
- 9 使用料は、一時金 円とし、承認書交付時に当改良区理事長の発行する納入通知書により納入するものとする。
ただし、雑排水 1 世帯 円
合併浄化槽 1 人槽 円 × 人槽 = 円
出入橋 1 m² 円 × m² = 円
円 × = 円
- 10 ほ場整備事業区域内については、当該事業団体の同意を得ること。
- 11 防災事業等により改修に支障を来たした場合は、無償にて移設又は仮移設を行うこと。
平成 年 月 日

交付用

施設使用承認申請書

使用の場所			
使用の目的			
使用の面積	占有面積（出入橋、土揚敷）	m ² ・敷地面積	m ²
使用開始予定年月日	平成 年 月 日		
使用料	施設使用並びに使用料徴収規程による		
添付書類	案内図 公図の写 施設の構造図 建物の配置図（排水経路・立面図・平面図） 浄化槽の調書・構造図		

上記のとおり貴土地改良区施設を使用したいので御承認くださるよう申請します。

平成 年 月 日

住所 _____

申請人

氏名 _____ 印

大里用水土地改良区

理事長 福田 征 芳 様

電話 _____

承 認 書

大土第 号

下記条件を附して申請のとおり承認します。

記

- 常時通水に支障なきよう責任をもって清掃すること。
- 用水路への汚水・雑排水の放流については、浄化施設の保守管理を適正に実施すること。
- 汚水放流により農作物並びに第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに放流者において処理すること。
汚水の水質については、BOD 20 ppm以下とする。また汚水放流により損害を当改良区に与えたときは、その損害を賠償すること。
- 用水路に到達する区間を道路側溝等を利用して放流するときは、当該施設管理者の許可を受けて実施すること。
- 承認物件は、当改良区が必要を生じた場合には無償にて原形に復すること。
- 名義変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 使用承認期間は、平成 年 月 日から承認された者が使用を中止する日までとする。
- 使用承認期間中に承認事項を変更したいときは、変更の手続をすること。
- 使用料は、一時金 円とし、承認書交付時に当改良区理事長の発行する納入通知書により納入するものとする。
ただし、雑排水1世帯 円
合併浄化槽1人槽 円 × 人槽 = 円
出入橋1 m² 円 × m² = 円
円 × = 円
- ほ場整備事業区域内については、当該事業団体の同意を得ること。
- 防災事業等により改修に支障を来たした場合は、無償にて移設又は仮移設を行うこと。
平成 年 月 日